

## 第 1 章 総則

## (本規約の目的)

第 1 条 本規約は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する迷惑メールフィルタリングサービス(電子メールアドレスへの迷惑メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールであって当社の協力会社(本サービスを提供するために当社に本サービスに係るソフトウェア等を提供する会社を言います。以下同じとします。)の判定基準に基づき判定される電子メールをいいます。)について迷惑メール判定機能、迷惑メール隔離機能及びメール通知機能を利用することでその迷惑メールの排除を行う当社が提供する電気通信サービスをいいます。以下「本サービス」といいます。)の利用について定めるものです。

2 迷惑メールフィルタリングサービス契約者(当社と迷惑メールフィルタリング契約(当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。以下、「本契約」といいます。)を締結している者をいいます。以下「本契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

## (迷惑メールフィルタリングサービス利用規約の範囲等)

第 2 条 本規約は本契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

2 当社が本サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて本契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規程は、本規約の一部を構成するものとします。

## (本規約の変更)

第 3 条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<http://www.ntt.com/tariff/comm/>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

## (本規約の公表)

第 4 条 当社は、当社の Web サイト上 (<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/yakkan.html>) への掲載その他の適切な方法により、本規約を公表します。

## (定義)

第 5 条 本規約において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語           | 定義   |
|--------------|--|
| 1 電気通信サービス   | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること                  |
| 2 電気通信設備     | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備                                      |
| 3 本サービス取扱所   | (1) 本サービスに関する業務を行う当社の事業所<br>(2) 当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所    |
| 4 隔離ボックス     | 当社が本サービスの提供において、迷惑メールと判定した電子メールを本契約者の指示により一定期間格納するために設置する電気通信設備  |
| 5 IP 通信網サービス | 当社の IP 通信網サービス契約約款及び料金表に規定する電気通信サービス                             |
| 6 ホスティングサービス | 当社の IP 通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第 8 種ホスティングサービス                      |
| 7 ホスティング契約   | ホスティングサービスに係る契約  |
| 8 ホスティング契約者  | 当社とホスティング契約を締結している者  |
| 9 ドメイン名      | 株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称                               |
| 10 独自ドメイン名   | ホスティング契約者に係るドメイン名(第 1 種ホスティング契約者に係るドメイン名を含む 1 の英字及び数字の組合せを含みます。) |

## 第 2 章 契約

## (契約の種類等)

第 6 条 本サービスは次の機能を利用することができます。

| 機能        | 内容   |
|-----------|--|
| 迷惑メール判定機能 | ホスティング契約者に係るメールアドレスへの迷惑メールについて、当社の協力会社のソフトウェアを利用して、迷惑メールの判定を行い、その迷惑メールの度合いを本契約者へのメールのヘッダに付与することができる機能。 |

|                 |  |
|-----------------|--|
| 迷惑メール隔離機能       | 迷惑メール判定機能による判定度合いを本契約者があらかじめ指定することで、その判定基準に合致する電子メールを隔離ボックスに蓄積することができる機能   |
| 迷惑メール通知機能       | 迷惑メール隔離機能により隔離された電子メールの概要を本契約者があらかじめ指定することで受信することができる機能、又は隔離可能な蓄積容量に対する警告（及びその本契約者の隔離ボックスに係るものに限り。）を電子メールで受信することができる機能。  |
| レポート機能          | 迷惑メール判定機能に基づき判定された迷惑メールの度合い、全受信メールにおいて迷惑メールが占める割合、又は隔離ボックス蓄積容量の利用状況等をレポートとして提供する機能。  |
| DNSBLを用いた受信拒否機能 | ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者及び第8種ホスティングサービスの契約者に係るメールアドレス宛に送信された電子メールに関して、第三者の提供するDNSBL(DNS Black List)を用いて送信元IPアドレスを確認し、不正な送信元からのメールを受信拒否する機能  |
| 備考              | <p>1 ホスティング契約における独自ドメイン名内、第8種ホスティング契約者が独自ドメイン名を複数利用している場合の独自ドメイン名間の電子メールについては本サービスを適用しません。</p> <p>2 迷惑メール判定機能は、当社の協力会社の判定基準に基づき判定されるものとし、迷惑メールを全て排除することを保障するものではありません。</p> <p>3 当社は、電子メールが隔離ボックスに隔離され本契約者に送信されない等の本サービスの利用に伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>4 当社は、隔離ボックスに蓄積している迷惑メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>5 当社は、本サービスの契約の解除があった場合は、あらかじめ本契約者に対し通知することなく、隔離ボックスに蓄積していた迷惑メールを消去します。この場合において、当社は、迷惑メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。</p> <p>6 当社は、DNSBLを用いた受信拒否機能を、本条の定めにより無償で提供します。</p> <p>(1) 当社は、本契約者かつホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者に対してDNSBLを用いた受信拒否機能を基本提供し、ホスティング契約者のうち第5種ホスティングサービスの契約者および第8種ホスティングサービスの契約者であって本契約の申込みを行う者及び本契約者かつホスティング契約者のうち第8種ホスティングサービスの契約者は、当社の条件・範囲のもとにDNSBLを用いた受信拒否機能を利用できるものとし、当該機能が提供されること、前項に定める目的及び範囲につき、あらかじめ包括的に同意いただきます。</p> <p>(2) 前項の包括的な同意にかかわらず、当該契約者は、当社が指定する手続を行うことで、受信拒否した送信元IPアドレスからのメールを受信許可することができます。</p> <p>(3) DNSBLを用いた受信拒否機能の内容について、当社は随時変更することができるものとし、また、当社はその正確性、完全性、有用性等に関し、保証いたしません。</p> <p>(4) DNSBLを用いた受信拒否機能の利用、あるいは利用できないことに起因して、当該契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社は責任を負わないものとし、</p> <p>(5) 当該契約者が法人である場合は、自らをして本条(1)につき異議なく同意するとともに、当該法人自らの責任において、DNSBLを用いた受信拒否機能を利用する自らの従業員をして同項にかかる同意を取得するものとし、</p> |

(契約の単位等)

- 第7条 当社は、1のホスティング契約に係る独自ドメイン名につき1の本契約を締結します。この場合、本契約者は、1の本契約につき1人とし、
- 2 前項に規定する、独自ドメイン名は、ホスティング契約で利用するドメイン名と同一のものとし、
- 3 当社は、同一の独自ドメイン名につき2以上の本契約を締結しません。

(本契約者の同意等)

- 第8条 本契約者は、本サービスを利用する場合、当社が当社の協力会社（本サービスを提供するために当社に本サービスに係るソフトウェア等を提供する会社を言います。以下同じとします。）が提供する迷惑メールの判定ソフトを利用し、本契約者へ送信される電子メールの判定を行うことにあらかじめ同意していただきます。

(本契約の申込方法)

- 第9条 本契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う本サービス取扱所等へ提出して頂きます。
- (1) ホスティングサービスの契約内容
- (2) その他申込の内容を特定するために必要な事項
- 2 前項の申込みにあたり、当社は必要により、住民票、印鑑証明書又は運転免許証等の公的機関が発行する身分証明書の提出、提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(本契約申込の承諾)

第10条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、その本契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 本契約の申込みをした者が本サービス、ホスティングサービスの利用料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 本契約の申込みをしたものが、本サービス及びホスティングサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 本契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) 本契約の申込みをした者が、本契約に係るホスティング契約者と同一の者とならないとき。
- (6) その他、当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本サービスの区分の変更)

第11条 本契約者は本サービスの区分の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(本契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(届出事項の変更等)

第12条 本契約者は、第9条(本契約の申込方法)に規定する事項、ホスティングサービスに係る契約の解除、利用休止、連絡先担当者の変更等、異動があったときは、その内容について、速やかに当社に通知(当社が別に定める様式によります。)して頂きます。

2 前項に規定する異動の他、本契約者は、第9条において当社に提出した内容に変更があった場合には、その変更した内容について、当社が別に定める様式により速やかに当社に通知して頂きます。

(本契約の地位の承継)

第13条 第14条(本契約に基づく権利の譲渡)に規定するほか、相続又は法人の合併により本契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(本契約に基づく権利の譲渡)

第14条 利用権(本契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により本サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、本サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 利用権を譲り受けようとする者が、本サービス及びホスティングサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (4) 利用権を譲り受けようとする者が、その本契約に係るホスティング契約者と同一の者とならないとき。
- (5) その他当社の本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、本契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う本契約の解除)

第15条 本契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、本サービス取扱所に書面等により通知していただきます。

(当社が行う本契約の解除)

第16条 当社は、次の場合には、その本契約の解除をすることができます。

- (1) ホスティング契約の解除又は種類の廃止があったとき。
- (2) 本契約に係る独自ドメイン名の廃止があったとき。
- (3) 当社が別に定める期日を経過してもなお、本サービスの料金の支払いがないとき。
- (4) 第9条(本契約の申込方法)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 第12条(届出事項の変更等)に基づく異動の通知がないとき。
- (6) その他、本規約に違反したとき。

2 当社は第18条(利用停止)1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の本サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認めるときは、本サービスの利用の停止をしないで本契約を解除する場合があります。

3 当社は、前2項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ本契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 第3章 付加機能

#### (付加機能の提供)

第16条の2 当社は、本契約者（タイプ5に係る者に限ります。）から請求があったときは、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条（本契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。この場合において、同条中「本契約」とあるのは「付加機能」と読み替えるものとします。

### 第4章 利用中止等

#### (利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
- (3) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第18条 当社は、本契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) IP通信網サービスに係る料金の支払いがないとき。
- (3) 第12条（届出事項の変更等）又は第29条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 前3号のほか、本規約に反する行為であって、本サービス又はIP通信網サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスを停止するときは、あらかじめそのことを本契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

#### (接続休止)

第19条 当社は、当社が別に定める協力会社の事業の休止等により、本契約者が本サービスを全く利用できなくなったときは、本サービスについて接続休止（その本サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件として一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、その本サービスについて、本契約者から本契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その本契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その本契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その本契約者にそのことを通知します。

#### (利用の制限)

第20条 当社は、IP通信網サービス契約約款に規定する通信利用の制限等があったときは、本サービスの利用の制限（天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を制限する事をいいます。）を行うことがあります。

### 第5章 料金等

#### (料金等の支払い)

第21条 本契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

- 2 料金及び工事に関する費用については、支払い期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 当社は、その本サービスの利用料金及びその他の費用を本契約者に係るホスティングサービスの料金等と併せて請求する事があります。

#### (料金及び工事に関する費用)

第22条 当社が提供する本サービスの料金は利用料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する本サービスの工事に関する費用は工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供する本サービスの態様に応じて、付加機能使用料を合算したものとします。

#### (利用料金の支払義務)

第23条 本契約者は、その本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日とし、料金表第1表（料金）に規定するタイプ6については、提供を開始した日とそのホスティングサービスの提供を開始した日が同一の料金月に属する場合は翌料金月の初日とします。）から起算して、本契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用停止があったときは、本契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
  - (2) 前号の規定によるほか、本契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

| 区 別  | 支払いを要しない料金  |
|--|---|
| 1 本契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態（その本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金。 |
| 2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。   | そのことを当社が知った時刻の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスに関する料金                                       |
| 3 本サービスの接続休止をしたとき。   | 接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての料金                                    |

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

（工事費の支払義務）

- 第24条 本サービスの本契約の申込みの請求をし、その承諾を受けたときは、本契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。
- 2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、本契約者は、その工事に関して解除等あったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- ただし、工事の着手前にその本契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

第6章 割増金及び延滞利息

（割増金）

第25条 本契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第26条 本契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第7章 損害賠償等

（本サービスの終了）

第27条 当社は、本契約者に対し6か月以上前に書面で通知し、本サービスを終了できるものとします。この場合、当社は、本契約者及びその他のいかなる者に対して、責任を負わないものとします。

（責任の制限）

第28条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限りその本契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連

続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表（第1表）に定める利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

- 3 当社は前項の場合を除き本契約者（本契約者に係る第三者を含みます。以下本条において同じとします。）に係る一切の損害を賠償しないものとし、本契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、本契約者は、本サービスの利用により第三者（他の本契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- 4 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、本契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
- 5 前4項の規定は、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、適用しないものとします。

## 第8章 雑則

（利用に係る本契約者の義務）

第29条 本契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 第12条（届出事項の変更等）に基づく当社への通知をすること。
  - (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) その他、法令、この本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (9) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 本契約者は、前項の規定に違反して本サービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、本契約者の本条に規定する義務違反により本契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

（本契約者に対する通知）

第30条 本契約者に対する通知は、当社の判断により、以下のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスを掲載した当社のWebサイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、本契約者に対し通知が完了したものとみなします。
  - (2) 本契約者が本契約申込の際又はその後に当社に届け出た本契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、あるいはFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、本契約者の電子メールアドレスを管理するサーバに到達した時あるいはFAX受信機に到達した時をもって、本契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (3) 本契約者が本サービスの本契約申込の際又はその後に当社に届け出た本契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が本契約者の住所に到達した時をもって、本契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなします。
- 2 当社は、前項の方法について内容の重要性を勘案し、適正な通知手続きを選択するものとします。
- 3 本規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項第各号の手続により書面に代えることができるものとします。

（法令に規定する事項）

第31条 本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（個人情報の取扱い）

第32条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

- 2 当社は、当社が保有している個人情報について、本契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- 3 本契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のプライバシーポリシーに定める手数料の支払いを要します。

（紛争の解決）

第33条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

- 2 本規約に関する準拠法は、日本国法とします。
- 3 本規約に関する紛争は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第9章 附帯サービス

(利用権に関する事項の証明)

第34条 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

- (1) 本契約の申込みの承諾年月日
  - (2) 本契約者（本契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、第 13 条（本契約の地位の承継）の規定による代表者としす。）の氏名、名称又は住所若しくは居所
  - (3) 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
  - (4) 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
  - (5) 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- 2 利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、本サービス取扱所に提出していただきます。

## 料金表 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、本契約者がその本契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表の適用において別段の定めがある場合には、この限りではありません。

  - (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始又は本契約の解除があったとき。
  - (2) 料金月の初日に本サービスの提供の開始を行い、その日にその本契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の初日以外の日の本サービスの区分の変更又はメール監査アーカイブ機能の記憶容量の追加若しくは削減により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (4) 第 23 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
  - (5) 第 19 条（接続休止）の規定に該当するとき。
- 3 利用料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第 23 条第 2 項第 2 号の 1 欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金について当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ本契約者の承諾を得て 3 の規定にかかわらず、2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)
- 7 本契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する本サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7 及び 8 の規定にかかわらず、本契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)
- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、本契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)
- 11 第 23 条（利用料金の支払義務）及び第 24 条（工事費の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。））に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））とします。）の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)
- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、本契約者にその旨を通知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

| 区 分                          | 内 容   |     |     |      |                    |
|------------------------------|---|-----|-----|------|--------------------|
| (1) 本サービスの区別に<br>係る料金の適用     | <p>当社は、料金を適用するにあたって、次表のとおり迷惑メールフィルタリングサービスの区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ6</td> <td>第8種ホスティングサービスに係るもの</td> </tr> </tbody> </table>   | 区 別 | 内 容 | タイプ6 | 第8種ホスティングサービスに係るもの |
| 区 別                          | 内 容   |     |     |      |                    |
| タイプ6                         | 第8種ホスティングサービスに係るもの  |     |     |      |                    |
| (2) 削除                       | 削除  |     |     |      |                    |
| (3) 本サービスに係る料金<br>の適用        | <p>ア 削除<br/>イ 削除<br/>ウ タイプ6における料金は、本契約ごとに1の基本額を適用します。<br/>エ タイプ6において登録できるメールアドレス数は各サービスのマニュアルに定めるところによります。</p>  |     |     |      |                    |
| (4) 本サービスの追加機能<br>に係る料金の適用   | <p>ア 当社は、蓄積することができる隔離ボックスの容量を次のとおりとします。</p> <p>(ア) 削除<br/>(イ) 削除<br/>(ウ) タイプ6に係るもの</p> <p style="text-align: right;">200 メガバイト</p> <p>イ 当社は、本契約者から申し出があり、当社が承諾した場合は、隔離ボックスの容量を増加します。<br/>ウ 本契約者が隔離ボックスの蓄積容量の増加機能の利用を希望する場合には、50 メガバイトごとに加算額を適用し、基本額に加算額を加算して適用します。<br/>エ 隔離ボックスの蓄積容量の上限については、各サービスのマニュアルに定めるところによります。</p> |     |     |      |                    |
| (5) メール監査アーカイブ機能<br>に係る料金の適用 | <p>ア メール監査アーカイブ機能に係る利用料金は、基本額を適用します。<br/>イ 本契約者が記憶装置の容量 20 ギガバイトを超えて利用する場合には、10 ギガバイトごとに加算額を計算し、基本額に加算額を加えて適用します。</p>   |     |     |      |                    |

2 料金額

2-1 定額利用料

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) タイプ6に係るもの

| 区 別 | 単 位          | 料 金 額          |
|-----|--------------|----------------|
| 基本額 | 1の本契約ごとに月額   | 8,700円(9,570円) |
| 加算額 | 50メガバイトごとに月額 | 1,800円(1,980円) |

2-2 付加機能利用料

| 内 容          |  | 単 位 | 料 金 額                          |
|--------------|--|-----|--------------------------------|
| メール監査アーカイブ機能 | 本契約者（タイプ6に係る者に限ります。以下本欄において同じとします。）に係る電子メールについて、送信又は受信があった際に保存及び本契約者があらかじめフィルタリング基準の指定を行える機能 | 基本額 | 月額<br>11,500円(12,650円)         |
|              |  | 加算額 | 10ギガバイトごとに月額<br>5,800円(6,380円) |

備考

- 1 第 28 条（責任の制限）に規定するほか、当社は、当社の設置する記憶装置に電子メールが保存されない又は保留されない等のメール監査アーカイブ機能の利用に伴い発生する損害について責任を負わないものとします。
- 2 当社は、当社の設置する記憶装置に保存又は保留されている電子メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。
- 3 当社は、付加機能の廃止があった場合は、あらかじめ本契約者に対し通知することなく、記憶装置に保存又は保留していた電子メールを消去します。この場合において、当社は、電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

第 2 表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

- (1) 工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
- (2) 本サービスの利用の開始に関する工事とホスティングサービスの利用の開始に関する工事を同時に施工する場合の工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、当社の IP 通信網サービス契約約款の料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによるものとします。

2 工事費の額

| 区 別  |                        | 単 位             | 料 金 額                         |                               |
|--|------------------------|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| ネットワーク工事費  | 利用の開始に関する工事の場合         | タイプ 6 に関する工事の場合 | 1 の工事ごとに<br>4,000 円 (4,400 円) |                               |
|  | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 | タイプ 6 に関する工事の場合 | 1 の工事ごとに<br>4,000 円 (4,400 円) |                               |
|  | 付加機能に係る工事の場合           | メール監査アーカイブ機能の場合 | 利用の開始に関する工事の場合                | 1 の工事ごとに<br>4,000 円 (4,400 円) |
|  |                        |                 | 記憶装置の容量を追加する工事の場合             | 1 の工事ごとに<br>4,000 円 (4,400 円) |
| 備考 工事に関する費用については、その工事の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。 |                        |                 |                               |                               |

附 則（平成 17 年 6 月 13 日 BB 第 52 号）

（実施期日）

この規約は、平成 17 年 6 月 15 日より実施します。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日 BB 第 70 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施の際現に、迷惑メールフィルタリングサービス利用規約で提供する次の表の左欄の契約者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の右欄の契約を開始するものとします。

|                                    |                                  |
|------------------------------------|----------------------------------|
| 迷惑メールフィルタリングサービス利用規約<br>OCNアクセスタイプ | メールゲートウェイサービス利用規約<br>メールゲートウェイ契約 |
|------------------------------------|----------------------------------|

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成 18 年 1 月 11 日 BB 第 264 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 23 日から実施します。

2 平成 18 年 1 月 23 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、本サービスに係る契約の申込みを当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成 18 年 4 月 28 日までに行われた場合には、料金表の規定にかかわらず、利用料金（追加隔離ボックス蓄積容量に係る加算額を除きます。）は本サービスの利用開始をした日を含む月の翌々月から適用します。

3 平成 18 年 1 月 23 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、本サービスに係る契約の申込みを当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成 18 年 4 月 28 日までに行われた場合には、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費（追加隔離ボックス蓄積容量の追加に係る工事費を除きます。）を適用しません。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日 BB 第 586 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 4 月 17 日から実施します。

2 平成 19 年 4 月 17 日から平成 19 年 6 月 29 日までの間に本サービス（タイプ 2 及びタイプ 4 に係るものをに限り。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年 7 月 31 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。但し、隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事については、本サービス（タイプ 2 及びタイプ 4 に係るものをに限り。）の利用の開始と同時にを行う場合に限り。

| 区 別     |                        | 料 金 額             |
|---------|------------------------|-------------------|
| 基本工事費   |                        | 1,000 円 (1,050 円) |
| 交換機等工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         | 1,000 円 (1,050 円) |
|         | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 | 1,000 円 (1,050 円) |

（経過措置）

3 この附則実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄の契約者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の本契約者とみなして取り扱います。

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| 迷惑メールフィルタリング契約 | 迷惑メールフィルタリング契約<br>タイプ 1 |
|----------------|-------------------------|

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日 BB 第 700031 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 5 月 8 日から実施します。

2 平成 19 年 5 月 8 日から平成 19 年 6 月 29 日までの間に本サービス（タイプ 3 に係るものに限り。）の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 19 年 7 月 31 日までに行われた場合には、料金表第 2 表に規定する工事費の額のうち、次表に掲げるものについて適用しません。但し、隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事については、本サービス（タイプ 3 に係るものに限り。）の利用の開始と同時にを行う場合に限り。

| 区 別   | 料 金 額             |
|-------|-------------------|
| 基本工事費 | 1,000 円 (1,050 円) |

|         |                        |           |                |
|---------|------------------------|-----------|----------------|
| 交換機等工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         | タイプ3に係る工事 | 3,000円(3,150円) |
|         | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 |           | 1,000円(1,050円) |

(経過措置)

- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 19 年 6 月 14 日 BB プ第 700149 号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成 19 年 6 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 20 年 1 月 15 日 BB サ第 700453 号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成 20 年 1 月 16 日から実施します。

(経過措置)

- この附則の 3 から 5 までの料金の適用については、平成 20 年 1 月 16 日から平成 20 年 12 月 26 日までの間に 1 の者から当社所定の申込書により請求があったものであって当社が承諾したものに限り適用します。
- 当社は、次に掲げる口から口までの契約を全て当社と締結している場合に限り、その迷惑メールフィルタリング契約に係る利用料金(基本額となるものに限り)について、料金表の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。この場合において、料金の適用は 1 の契約の組み合わせごとに 1 の適用とします。

- 当社の IP 通信網サービス契約約款に規定する第 7 種契約(カテゴリー S に係るものに限り)。
  - 当社の IP 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種ホスティング契約(メール・ウェブホスティングサービスのプラン 1 のタイプ 5、タイプ 6 又はタイプ 7 に係るものに限り。以下、この附則において同じとします。)
  - 当社のウイルスチェックサービス利用規約に規定する第 3 種契約(口の契約に対応するものに限り)。
  - 迷惑メールフィルタリング契約(口の契約に対応するものに限り。以下、この附則において同じとします。)
- タイプ 2 に係るもの

| 区 分   |     | 単 位        | 料 金 額          |
|-------|-----|------------|----------------|
| プラン 1 | 基本額 | 1 の契約ごとに月額 | 1,000円(1,050円) |
| プラン 2 | 基本額 | 1 の契約ごとに月額 | 3,000円(3,150円) |
| プラン 3 | 基本額 | 1 の契約ごとに月額 | 6,000円(6,300円) |

- 当社は、この附則の 3 に規定する料金額については、この附則の 3 に掲げる口から口までの契約に係る全てのサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算してそれらの契約のうち 1 以上を解除(第 1 種ホスティング契約の種類の利用の廃止を含みます。)した日を含む料金月までとします。

ただし、それらの契約について全て同時に申込があった場合であって同時に提供を開始したときのこの附則の 3 に規定する料金額の起算日については、それらの契約に係るサービスの提供を開始した日とします。

- 当社は、この附則の 3 に掲げる契約を全て同時に申込した場合であって、当社がその申込を承諾したときは、迷惑メールフィルタリング契約に係る料金表に規定する工事費を適用しません。

ただし、その迷惑メールフィルタリング契約について、交換機等工事を要する工事(利用の開始に関する工事に適用されるものを除きます。)を行った場合の基本工事費についてはこの限りではありません。

- この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則 (平成 20 年 1 月 28 日 BB マ第 700636 号)

(実施期日)

- この改正規定は、平成 20 年 2 月 1 日から実施します。

- 平成 20 年 2 月 1 日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に OCN ホスティングサービス(第 1 種ホスティングサービス(メールホスティングサービス又はメール・ウェブホスティングサービス(タイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 までのものに限り)に限り)、第 2 種ホスティングサービス又は第 3 種ホスティングサービスに限り)の契約申込と同時に本契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 20 年 5 月 30 日までに行われる

ときには、料金表2に規定する工事費のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

| 区 分     |                        |
|---------|------------------------|
| 基本工事費   |                        |
| 交換機等工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         |
|         | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 |

- 3 平成 20 年 2 月 1 日から平成 20 年 4 月 30 日までの間に OCN ホスティングサービス契約者（第 1 種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービス（タイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 までのものに限ります。）に限ります。）、第 2 種ホスティングサービス又は第 3 種ホスティングサービスに係る者に限ります。）が本契約の申込を行った場合であって、当社がその申込を承諾し、その利用の開始が平成 20 年 5 月 30 日までに行われるときには、料金表 2 に規定する工事費のうち、次表に掲げるものについて適用しません。

| 区 分     |                        |
|---------|------------------------|
| 基本工事費   |                        |
| 交換機等工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         |
|         | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 |

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 BB サ第 700596 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。
- （経過措置）
- この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとします。
    - 従前の工事費を適用するもの
      - ア 平成 20 年 3 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
      - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（□に該当する場合を除きます。）
    - 別に合意した工事費の額を適用するもの
      - ア 工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
      - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
  - この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
  - この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。
  - BB サ第 700453 号（平成 20 年 1 月 15 日）の附則の 5 を次のとおり改めます。  
 当社は、この附則の 3 に掲げる契約を全て同時に申込んだ場合であって、当社がその申込を承諾したときは、迷惑メールフィルタリング契約に係る料金表に規定する工事費を適用しません。
  - BB マ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 2 の表を次のとおり改めます。

| 区 分       |                        |
|-----------|------------------------|
| ネットワーク工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         |
|           | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 |

- 7 BB マ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 3 の表を次のとおり改めます。

| 区 分       |                        |
|-----------|------------------------|
| ネットワーク工事費 | 利用の開始に関する工事の場合         |
|           | 隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合 |

附 則（平成 20 年 4 月 28 日 BB マ第 700636-1 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 20 年 5 月 1 日から実施します。
- 当社は、BB マ第 700636 号（平成 20 年 1 月 28 日）の附則の 2 中「平成 20 年 4 月 30 日」を「平成 20 年 7 月 31 日」に、「平成 20 年 5 月 30 日」を「平成 20 年 8 月 29 日」に改めます。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日 BB マ第 800620 号）

（実施期日）

- この改正規定は、平成 20 年 12 月 4 日から実施します。
- 平成 20 年 12 月 4 日から平成 21 年 5 月 29 日までの間に OCN ホスティングサービス（第 1 種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 までのものに限ります。）又は第 3 種ホスティングサービスに限ります。）の契約申込み（第 1 種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時に本契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 21 年 6 月 30 日までに行われるときには、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。
- 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の第 2 号の規定は適用しません。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日 BBサ第 800378 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により BBサ第 700453 号（平成 20 年 1 月 15 日）の附則の 2、3、4 及び 5 が適用されていた契約は、この改正規定実施の日より、それぞれこの改正規定が適用される契約とみなして取り扱います。3 この改正規定実施前より、BBサ第 700453 号（平成 20 年 1 月 15 日）の附則の 2、3、4 及び 5 が適用されていた契約に係る料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前より、BBサ第 700453 号（平成 20 年 1 月 15 日）の附則の 2、3、4 及び 5 が適用されていた契約に係る損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

（その他）

5 BBサ第 700453 号（平成 20 年 1 月 15 日）の附則の 2、3、4 及び 5 並びに BBサ第 700596 号（平成 20 年 3 月 26 日）の附則の 5 を削除します。

附 則（平成 21 年 1 月 22 日 BBサ第 800397 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 1 月 26 日から実施します。

2 平成 21 年 1 月 26 日から平成 21 年 5 月 29 日までの間に OCN ホスティングサービス（第 4 種ホスティングサービスの契約申込みと同時に本契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 21 年 6 月 30 日までにに行われるときには、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の第 2 号の規定は適用しません。

附 則（平成 21 年 6 月 30 日 BBマ第 900106 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 7 月 1 日から実施します。

2 平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 12 月 25 日までの間に第 1 種ホスティングサービス（メール・ウェブホスティングサービスに係るものについてはタイプ 1 のプラン 5 からプラン 7 までのものに限り、）、第 3 種ホスティングサービス又は第 4 種ホスティングサービスに限り、）の契約申込み（第 1 種ホスティングサービスの場合は種類の利用の追加を含みません。）と同時に本契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年 1 月 29 日までにに行われるときには、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第 2 表 1（適用）の第 2 号の規定は適用しません。

附 則（平成 21 年 12 月 3 日 BNSサ第 900435 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 12 月 8 日から実施します。

2 平成 21 年 12 月 8 日から平成 22 年 2 月 26 日までの間にメール監査アーカイブ機能の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年 3 月 31 日までにに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）には、次に掲げる料金及び工事費を適用しません。

ア 料金表第 1 表（料金）に規定する 2 料金額の 2 - 2 付加機能利用料のメール監査アーカイブ機能の基本額の 2 か月間

イ 料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費の付加機能に係る工事の場合のメール監査アーカイブ機能の場合の利用の開始に関する工事の場合

ウ 料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費の付加機能に係る工事の場合のメール監査アーカイブ機能の場合の記憶装置の容量を追加する工事の場合

3 平成 21 年 12 月 8 日から平成 22 年 2 月 26 日までの間に本契約の申込みと同時にメール監査アーカイブ機能の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年 3 月 31 日までにに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）には、次に掲げる料金及び工事費を適用しません。ア 料金表第 1 表に規定する 2 料金額の 2 - 1 定額利用料の口タイプ 5 に係るものの基本額の 2 か月間

イ 料金表第 2 表に規定するネットワーク工事費の利用の開始に関する工事の場合のタイプ 3 及びタイプ 5 に関する工事の場合

附 則（平成 22 年 2 月 10 日 BNS販第 900526 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 16 日から実施します。

（経過措置）

2 本契約者が、平成 22 年 2 月 16 日から平成 22 年 5 月 31 日までの間に第 1 種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限り、）、第 3 種ホスティングサービス又は第 4 種ホスティングサービスに係る契約申込みと同時に本契約の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年 6 月 30 日までにに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の第2号の規定は適用しません。

附 則（平成 22 年6月 28 日 BNSネサ第 000053 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年7月 31 日から実施します。

附 則（平成 22 年7月 1日 BNS販第 000233 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年8月 1日から実施します。

（経過措置）

2 本契約者が、平成 22 年8月 1日から平成 22 年 12 月 28 日までの間に第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）、第3種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る契約申込みと同時に本契約の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年1月 31 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の第2号の規定は適用しません。

附 則（平成 22 年12月 21 日 BNS販第 000541 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年2月 1日から実施します。

（経過措置）

2 本契約者が、平成 23 年2月 1日から平成 23 年6月 30 日までの間に第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。）又は第4種ホスティングサービスに係る契約申込みと同時に本契約の申込を行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 23 年7月 29 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の第2号の規定は適用しません。

附 則（平成 23 年6月 17 日 BNSネサ第 100052 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 23 年6月 20 日から実施します。

附 則（平成 23 年7月 12 日 BNS販第 100190 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 23 年8月 1日から実施します。

（経過措置）

2 平成 23 年8月 1日から平成 23 年 12 月 28 日までの間に、IP通信網サービス契約約款に定める第1種ホスティングサービス（メールホスティングサービスに係るものに限ります。以下、この附則において同じとします。）又は第4種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第1種ホスティングサービス又は第4種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年1月 31 日までに行われるとき（IP通信網サービス契約約款に定めるホスティング契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の第2号の規定は適用しません。

附 則（平成 24 年1月 28 日 ACA第 100949 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 24 年2月 1日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年2月 1日から平成 24 年6月 29 日までの間に、IP通信網サービス契約約款に定める第4種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第4種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 24 年7月 31 日までに行われるとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りでありませぬ。）は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 前項の場合において、料金表第2表1（適用）の第2号の規定は適用しません。

附 則（平成 24 年2月 27 日 ACA第 101187 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 24 年3月 1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおり

とします。

附 則（平成 24 年 7 月 26 日 A C ア第 200616 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 12 月 28 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 4 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 1 月 31 日までに行為るとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1（適用）口の規定は適用しません。

附 則（平成 25 年 1 月 30 日 A C ア第 201674 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 6 月 28 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 4 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 4 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 7 月 31 日までに行為るとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1（適用）口の規定は適用しません。

附 則（平成 25 年 5 月 28 日 A C サ第 300258 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 29 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 8 種ホスティングサービスに係る契約の申込みと同時にその第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 25 年 10 月 31 日までに行為るとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1（適用）口の規定は適用しません。

附 則（平成 26 年 3 月 11 日 A C 企第 300165 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則（平成 26 年 5 月 22 日 A C サ第 400223 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 26 年 7 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種ホスティング契約者、または第 4 種ホスティング契約者の内、メール・ウェブホスティングサービスの利用者から第 8 種ホスティング契約の申込みと同時にその第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行為るとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1（適用）口の規定は適用しません。

附 則（平成 26 年 8 月 1 日 A C サ第 400658 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、I P 通信網サービス契約約款に定める第 2 種ホスティング契約者、または第 4 種ホスティング契約者から第 8 種ホスティングサービスに係る本契約の申込みがあった場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 27 年 3 月 31 日までに行為るとき（本契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときはこの限りではありません。）は、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費））に規定するネットワーク工事費を適用しません。

3 附則 2 の場合において、料金表第 2 表 1（適用）口の規定は適用しません。

附 則（平成 26 年 9 月 30 日 A C サ第 400917 号）

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

(契約に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改定前の規定により締結している本契約（タイプ2に係るものに限り。）の内、当社のIP通信網サービス契約約款に定める第5種ホスティングサービス、第7種ホスティングサービス若しくは第8種ホスティングサービス又は当社以外の事業者が提供するサービス（当社のホスティングサービスと同等と当社が認めたものに限り。）の利用開始にあたり、その本契約に係る電気通信回線設備を直ちに廃止できないと当社が認める場合であって、あらかじめその契約者と当社とで廃止日について合意できているときは、平成26年10月31日を期限として、その契約に係る取扱いについては、従前のおりとしします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年9月2日 ACサ第0008287号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年9月16日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成28年11月16日 ACサ第00111347号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成28年11月29日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和元年9月11日 AC企第00541561号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和2年3月2日 ACサ第00611332号）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年11月24日 CAS2サ000400003253-01）

(実施期日)

- 1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。